

## 山口市PTA連合会旅費支給要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、山口市PTA連合会（以下「連合会」という。）の会員が会務により出張する旅費の支給に関する事項を定めるものとする。

### (対象旅費)

第2条 旅費の支給対象は、日本PTA全国大会研究大会、東海北陸ブロックPTA研究大会、岐阜県PTA定期大会、岐阜県PTA研究大会とする。

2 前項に定めるものの他、会長が必要と認めるもの。

### (支給金額)

第3条 旅費の支給金額は予算の範囲内で次のとおりとする。

- 1 日当は、1日あたり県外の場合は2,000円、県内の場合は1,000円とする。
- 2 交通費は、公共交通機関の実費とする。高速料金、駐車場代などは、現に支払った額とする。ただし、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により支給するものとする。
- 3 宿泊費は、宿泊を要する場合において支給するものとする。原則として1泊10,000円を上限とし、現に支払った額とする。

### (その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要項は、平成22年6月10日から施行する。  
この要項は、令和3年4月1日から施行する。